

新潟市区自治協議会運営指針 新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>P.15</p> <p>(2) 区自治協議会委員推薦会議</p> <p>具体的な推薦作業を行うための組織として、各区自治協議会内に区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）を置くこととして規則で規定した。</p> <p>推薦会議の運営その他必要な事項は、区自治協議会ごとに推薦会議運営要綱案（「区自治協議会関係例規編」<u>49</u>ページ）に沿って定めるものとする。</p> <p>P.16</p> <p>③ 推薦会議の会議</p> <p>推薦会議に互選により座長を置き、会議は座長が招集する。</p> <p>推薦会議は、区自治協議会の常設会議として位置付けられ、座長は、委員候補者推薦の必要が生じた場合に、速やかに会議を招集する。</p> <p>会議の定足数等の運営方法や、WEB会議の開催については、主に区自治協議会の会議の例によるものとする。</p> <p>なお、区自治協議会が要綱で定めることにより、推薦会議の役割に属する事項について、座長は、専決処分をすることができる。</p>	<p>P.15</p> <p>(2) 区自治協議会委員推薦会議</p> <p>具体的な推薦作業を行うための組織として、各区自治協議会内に区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）を置くこととして規則で規定した。</p> <p>推薦会議の運営その他必要な事項は、区自治協議会ごとに推薦会議運営要綱案（「区自治協議会関係例規編」<u>50</u>ページ）に沿って定めるものとする。</p> <p>P.16</p> <p>③ 推薦会議の会議</p> <p>推薦会議に互選により座長を置き、会議は座長が招集する。</p> <p>推薦会議は、区自治協議会の常設会議として位置付けられ、座長は、委員候補者推薦の必要が生じた場合に、速やかに会議を招集する。</p> <p>会議の定足数等の運営方法や、WEB会議、<u>書面会議</u>の開催については、主に区自治協議会の会議の例によるものとする。</p> <p>なお、区自治協議会が要綱で定めることにより、推薦会議の役割に属する事項について、座長は、専決処分をすることができる。</p>	

改正後（案）	現行	備考
<p>P.23</p> <p>5 報酬 （略）</p> <p><u>留意事項</u> （略）</p> <p>○ WEB会議における報酬の取扱い 支給対象会議のWEB会議に出席した場合も同様に、報酬を支給する。</p> <p>P.27</p>	<p>P.23</p> <p>5 報酬 （略）</p> <p><u>留意事項</u> （略）</p> <p>○ WEB会議、<u>書面会議</u>における報酬の取扱い 支給対象会議のWEB会議、<u>書面会議</u>に出席した場合も同様に、報酬を支給する。</p> <p>P.27、28</p> <p><u>(5) 書面会議</u></p> <p>① <u>書面会議の開催</u> 会長は、<u>会議の代替手段の有無、案件の緊急性及び案件の妥当性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、緊急的かつ例外的なものとして書面会議を開催することができる。</u> <u>なお、書面会議の開催にあたっては、全委員から事前の同意を得なければならない。</u></p> <p>② <u>書面会議の実施方法</u></p> <p>ア <u>会議の開催日</u> <u>書面会議の開催日は、返信期日内に委員から書面による表決及び意見等があった日のうち、最後の委員の表決及び意見等を区自治協議会が受領した日とする。</u></p>	<p>書面会議に関する規定を廃止。</p>

改正後（案）	現行	備考
<p>P.29</p>	<p><u>イ 会議の成立要件</u> <u>期日までに委員の半数以上からの書面による表決及び意見等があり、最終的な意見集約が行われたことをもって会議が成立したものとする。</u></p> <p><u>ウ 議決方法</u> <u>議決は、表決及び意見等を返信し、会議に出席したものとみなした委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u> <u>なお、書面会議開催後、議決の結果並びに全委員の表決内容及び意見等を取りまとめ、全委員に書面等により報告するものとする。</u></p> <p>P.30 <u>(5) 書面会議</u> <u>部会等の書面会議については、区自治協議会の会議の例によるものとする。</u></p>	<p>書面会議に関する規定を廃止。</p>

改正後（案）	現行	備考
<p>P.30</p> <p>4 連絡調整</p> <p>(1) 会長会議</p> <p>条例第11条の規定に基づき、各区自治協議会の課題を共有するため、区自治協議会会長会議（以下「会長会議」という。）を置くものとし、規則で規定した。</p> <p>会長会議の組織及び運営等については、要綱で定めるものとするが、WEB会議の開催にあたっては、区自治協議会の会議の例によるものとする。</p> <p>（「区自治協議会関係例規編」<u>47</u>ページ）</p> <p>P.31</p> <p>(2) 連絡調整会議</p> <p>条例第11条の規定に基づき、複数の区にわたる課題の解決などに当たるため、必要に応じて関係する区自治協議会との連絡調整会議を置くことができるものとし、規則で規定した。</p> <p>連絡調整会議の組織及び運営等については、要綱で規定するものとするが、WEB会議の開催にあたっては、区自治協議会の会議の例によるものとする。</p> <p>（「区自治協議会関係例規編」<u>48</u>ページ）</p>	<p>P.30</p> <p>4 連絡調整</p> <p>(1) 会長会議</p> <p>条例第11条の規定に基づき、各区自治協議会の課題を共有するため、区自治協議会会長会議（以下「会長会議」という。）を置くものとし、規則で規定した。</p> <p>会長会議の組織及び運営等については、要綱で定めるものとするが、WEB会議及び書面会議の開催にあたっては、区自治協議会の会議の例によるものとする。</p> <p>（「区自治協議会関係例規編」<u>48</u>ページ）</p> <p>P.31</p> <p>(2) 連絡調整会議</p> <p>条例第11条の規定に基づき、複数の区にわたる課題の解決などに当たるため、必要に応じて関係する区自治協議会との連絡調整会議を置くことができるものとし、規則で規定した。</p> <p>連絡調整会議の組織及び運営等については、要綱で規定するものとするが、WEB会議及び書面会議の開催にあたっては、区自治協議会の会議の例によるものとする。</p> <p>（「区自治協議会関係例規編」<u>49</u>ページ）</p>	